

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）
計画認定申請 提出書類チェックリスト

最初にチェック!



計画期間の初日の6か月前の日から1か月前の日まで【必着】

【事業所名

】

島根労働局職業安定部

	事業主 チェック	安定所 チェック	提出書類	備考
必須書類				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号)「人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）就労環境整備計画書」	
2			導入する就労環境整備措置に応じた概要票	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号 別紙1)「導入する「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の社内規程の多言語化」の概要票」	イ 雇用労務責任者の選任 □ 就業規則等の社内規程の多言語化
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号 別紙2)「導入する「苦情相談体制の整備」、「一時帰国のための休暇制度の整備」及び「社内マニュアル・標識類の多言語化」の概要票」	ハ 苦情・相談体制の整備 ニ 一時帰国のための休暇制度の整備 ホ 社内マニュアル・標識類等の多言語化
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号 別紙3)「事業所における外国人労働者名簿」	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号 別紙4)「人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）「見積額」算定書」 導入する就労環境整備措置に係る外部の機関又は専門家等（以下「外部機関等」という。）が作成した見積書（写）	見積書は、就労環境整備措置の導入・実施に要する費用の合計額のほか、内訳が明確に記載されているもの
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-2号)「事業所確認票」	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	多言語化する予定の全ての就業規則等の社内規程	労働条件通知書又は雇用契約書については、対象となる外国人労働者のうちのいずれか1名分
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	計画時離職率算定期間における雇用保険一般被保険者（日本人労働者）の離職証明書（写）等	離職状況がわかる書類 申請事業主の全ての雇用保険適用事業所分
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会保険料納入証明書（写）、社会保険料納入確認書（写）等	※事業所が社会保険適用事業所である場合
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃金台帳等社会保険料の支払いがわかる書類（写）	※事業所の労働者が社会保険の被保険者である場合
導入する措置内容により添付する書類				
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就労環境整備措置を新たに導入するにあたり変更する予定の労働協約又は就業規則の案	「苦情相談体制の整備」または「一時帰国のための休暇制度の整備」を導入する場合
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	多言語化する予定の社内マニュアル・標識类等 ※事業所内の標識類の多言語化の場合は、掲示等されている実物を撮影した写真。就労環境整備計画期間内に社内マニュアル・標識類等を新たに作成する場合は、外部機関等に見積書の作成を依頼する際に提示した仕様書（完成予定品が確認できるもの）等を提出。	「社内マニュアル・標識類の多言語化」を導入する場合
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(例示様式③)「多言語化が不要となる外国人労働者に係る申立書（計画申請時）」 ※多言語化が不要な外国人労働者全員分	「就業規則等の社内規程の多言語化」「社内マニュアル・標識類等」の措置を導入する場合で多言語化を不要とする外国人労働者がいる場合

計画変更認定申請の提出				
必須書類				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号)「人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)就労環境整備計画変更書」	以下(1)～(4)のとおり、変更内容により提出期限及び添付書類が異なるので注意すること
(1) 就労環境整備計画期間を変更する場合 【提出期限】 イ 計画期間の延長 → 変更前の就労環境整備計画期間の末日まで ロ 計画期間の短縮 → 変更後の就労環境整備計画期間の末日まで ※延長または短縮後の就労環境整備計画期間は、変更前の就労環境整備計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間とすること				
(2) 就労環境整備措置を変更する場合 【提出期限】 変更前の就労環境整備期間内であって、変更後の就労環境整備措置の導入予定日の属する月の初日の1か月前まで				
就労環境整備措置を変更する場合の添付書類				
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号 別紙2)「導入する「苦情相談体制の整備」、「一時帰国のための休暇制度の整備」及び「社内マニュアル・標識類の多言語化」の概要票」	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号 別紙4)「人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)「見積額」算定書」及び見積書(写)	費用が新たに発生する場合
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	変更または追加する措置内容がわかる書類や写真	上記10、11、12「導入する措置内容により添付する書類」を参照のこと
(3) 就労環境整備措置の対象となる外国人労働者を追加する場合 【提出期限】 新たに雇い入れる外国人労働者の雇入れ日又は変更後の労働条件の適用日の前日まで ※イ 変更後の導入予定日は、新たに雇い入れる外国人労働者の雇入れ日又は変更後の労働条件の適用日から1か月以降の日とすること ロ 変更後の導入予定日が就労環境整備計画期間の上限である1年を超える日となる場合であっても、新たに雇い入れる外国人労働者の雇入れ日又は変更後の労働条件の適用日から3か月以内に就労環境整備措置の導入及び実施が完了すれば、助成金の対象事業主の要件を満たしたものととして、また、当該措置の導入に要した費用は、支給対象経費として取り扱うことができる				
対象となる外国人労働者を追加する場合の添付書類				
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号 別紙1)「導入する「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の社内規程の多言語化」の概要票」	内容に変更がある場合
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号 別紙2)「導入する「苦情相談体制の整備」、「一時帰国のための休暇制度の整備」及び「社内マニュアル・標識類の多言語化」の概要票」	内容に変更がある場合
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号 別紙3)「事業所における外国人労働者名簿」	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号 別紙4)「人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)「見積額」算定調書」及び見積書(写)	費用が新たに発生する場合
(4) 雇用労務責任者を追加する場合 【提出期限】 新たに雇い入れる外国人労働者の雇入れ日又は変更後の労働条件の適用日の前日まで ※イ 雇用労務責任者の選任の導入予定日を変更する場合は、新たに雇い入れる外国人労働者の雇入れ日又は変更後の労働条件の適用日から1か月後の日以降とすること ロ 変更後の導入予定日が就労環境整備計画期間の上限である1年を超える日となる場合であっても、新たに雇い入れる外国人労働者の雇入れ日又は変更後の労働条件の適用日から3か月以内に「雇用労務責任者の選任」の導入及び実施が完了すれば、助成金の対象事業主の要件を満たしたものととして、また、「雇用労務責任者の選任」の導入に要した費用は、支給対象経費として取り扱うことができる				
雇用労務責任者を追加する場合の添付書類				
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号 別紙1)「導入する「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の社内規程の多言語化」の概要票」	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-2号「事業所確認票」	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第a-1号 別紙4)「人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)「見積額」算定調書」及び見積書(写)	費用が新たに発生する場合
※就労環境整備措置の全部を変更する場合 既存の認定就労環境整備計画を取り消す旨の申し出を書面で行い、管轄労働局長から認定就労環境整備計画の取り消しを受けた上で、改めて就労環境整備計画を、計画期間の1か月前までに提出				

※上記の他、労働局長が必要と認める書類の提出を求められることがあります。